

経営者に必須の リーガルマインド

鳥飼総合法律事務所 弁護士 鳥飼重和

法務担当者にリーガルマインドが必要なように、経営者にもリーガルマインドが必要である。欠陥問題で言えば、法律的なリーガルマインドでは安全が重要となり、経営的なリーガルマインドでは安心が重要となる。これは、法律的な責任問題は製品等の安全を基準とする一方で、経営的には顧客等社会の人々の製品等への信頼の証である安心を基準とするからである。

つまり、その問題が専門家的にみて安全であるといっても、社会的に安全だといえない場合には、顧客等社会の人々は安心できない。顧客等社会の人々が安心できないときに、企業が安全であることを叫ぶのは、仮に企業の主張が正しかったとしても、企業にとって、致命傷になりかねないことをみずから招く危険を犯していることに他ならない。

このような経営危機を防止するのが、経営者のリーガルマインドである。経営者に必要なリーガルマインドは、経営的な課題の解決に活用される性質のものである。それは、法務担当者に一般に必要とされる法律家的なリーガルマインドとは異なる面がある。

リーガルマインドは、通常、法律的素養などと翻訳されているが、社会常識を伴った法的判断のことを言う。一般的には、「法的判断」だから、法律的な要素が強いように思われている。確かに、法的な面を無視することはできないが、法的判断とは、論理的判断と捉えてよい。それよりも重要なのは、論理的な判断の基底となっている社会常識の面である。これが「マインド」なのである。同じ条文でも、時代が変わり、社会常識が変われば、法的判断も変わるからである。その典型例が、平成16年以降の最高裁の判例である。最近の最高裁の判例は、新しい社会常識に基づいて、従来の法的判断を大胆に変更している。換言すれば、最近の最高裁の判例は、従来の法律専門家の法的なリーガルマインドの枠を超えており、むしろ、社会常識を重視したリーガルマインドによって理解できるものである。

この法的判断に影響を与える社会常識の変化に鋭くなるのが、経営者に必要な経営的意味でのリーガルマインドなのである。法律的リーガルマインドでは、クレーム対象の製品等に専門的に安全性があると捉えても、素人である顧客等社会の人々の常識では、安全性に疑義がある。そうした安心できないところに焦点を当てるのが、経営的なリーガルマインドである。

要は、社会常識を活用する発想であるリーガルマインドで重要なのは、論理的思考をする際の最高基準である社会常識を、法律問題の枠の中で使うのか、それとも、経営問題の枠の中で使うのか、ということである。換言すれば、リーガルマインドを活用する場合に重要なのは、論理的判断をする場合の最高基準を安全に置くのか、安心に置くのか、なのである。

鳥飼重和（とりかい しげかず）

税理士事務所勤務後、司法試験に合格。日本税理士会連合会顧問。専門分野：内部統制・役員責任を中心とした会社法。税務訴訟を中心とした税法。主著書：『内部統制時代の役員責任』（共著、商事法務、2008）、『「考運」の法則』（同友館、2009）など他数。